

大阪市此花区役所と biid 株式会社と大阪北港マリーナ株式会社と一般社団法人大阪海洋教育スポーツ振興協会との包括連携協定書

大阪市此花区役所（以下「甲」という。）と biid 株式会社（以下「乙」という。）と大阪北港マリーナ株式会社（以下「丙」という。）と一般社団法人大阪海洋教育スポーツ振興協会（以下「丁」という。）は、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙、丙及び丁が、此花区のブランディング（魅力の向上、イメージアップ、知名度向上等をいう。）や地域の活性化に寄与するため、パートナーとして相互に連携・協力し、積極的に行動することを目的とする。

（連携内容）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- （1）観光振興等を通じた地域の振興に関すること
- （2）イベント等の実施に関すること
- （3）子どもたちを対象とした学習体験等に関すること
- （4）各種団体との調整・コーディネートに関すること
- （5）情報発信に関すること
- （6）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

（協定の見直し）

第3条 甲、乙、丙及び丁のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、合意の上、書面によって必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 この協定は協定日から令和6年3月31日まで効力を発生する。ただし、甲、乙、丙及び丁のいずれかから、有効期間終了の1カ月前までに改廃の申し入れがない場合は、この協定を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定の効力）

第5条 この協定は法的拘束力を持つことを意図しておらず、またそのように解釈されないものとし、したがって具体的な権利義務を生じさせない。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項については、甲、乙、丙及び丁が別途協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和5年3月23日

甲 大阪市此花区春日出北1丁目8番4号
 大阪市此花区長
 高橋 英樹

乙 神奈川県藤沢市片瀬海岸1丁目12番4号
 biid 株式会社
 代表取締役 松尾 省三

丙 大阪市此花区常吉2丁目13番18号
 大阪北港マリーナ株式会社
 代表取締役 松尾 省三

丁 大阪市此花区常吉2丁目13番18号
 一般社団法人大阪海洋教育スポーツ振興協会
 代表理事 松尾 省三